

4 決算に対する議決

平成15年6月16日

【平成13年度決算に対する議決】

1 平成13年度決算は、これを是認する。

2 内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

(1) 平成13年度一般会計において、2次にわたる補正予算の編成を行ったにもかかわらず、税込決算額が補正後予算額に対し1兆6,768億円下回り、その結果戦後5回目の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じたことは、遺憾である。

政府は、租税収入額の正確な見積りが、予算編成にとどまらず、経済財政の適切な運営、更には財政再建のために極めて重要であることを十分認識し、税収見積りの精度向上に努めるべきである。

(2) 企業による防衛装備品等の過大請求事案といった公金の浪費問題が生じたことは、遺憾である。

政府は、特別調査を実施し、その結果に基づき返還請求を行うなど適切に対処すべきである。

(3) 政府開発援助は、開発途上国の持続可能な開発、貧困削減に資するとともに、国際社会における我が国への信頼や評価を高める重要な施策であるにもかかわらず、その成果が十分に発現していない状況が見受けられることは、遺憾である。

政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、政府開発援助の選定・実施過程の透明性を確保し、会計検査院の現地調査を含め、その効率的かつ効果的な実施を図り、併せて国民の理解の促進に努めるべきである。

(4) 我が国からの拠出金等でその経費の全額が賄われている「支援委員会」を始めとする国際機関等において、多額の資金が留保されていること等が、平成13年度決算検査報告で指摘されたことは、極めて遺憾である。

政府は、国際機関等における事業の進捗状況及び資金の管理状況を的確に把握し、適時適正な拠出を行うべきである。

(5) 国有財産である土地等の貸付料の改定等に当たり、借受人の合意が得られるまでの間、貸付料改定通知等を行っていないことにより、貸付料債権相当額1億円余が消滅時効の時効期間を経過しているなどの不適切な債権管理事務が、平成13年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。

政府は、国民の貴重な財産である国有財産の管理の重要性を十分に認識し、貸付料債権を始めとする国の債権管理事務の適正化に万全を期すべきである。

(6) 一部大学等において、架空の伝票処理、勤務実態のない謝金の支払等の研究費に係る不正経理が相次いで発生したことは、遺憾である。

政府は、研究費使用について必要な制度改善を一層進めるとともに、綱紀粛正、内

部監査の強化等の指導を図り、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

- (7) 雇用・能力開発機構においては、「特殊法人等整理合理化計画」を受け、現在、勤労者福祉施設の処理を進めているが、一部で建設費を大幅に下回る価格で売却される等の事態があったことは、遺憾である。

政府は、施設の処理に当たっては、雇用保険料を財源として建設された施設本来の趣旨が損なわれることのないよう配慮するとともに、売却価格の算定等について十分な情報開示に努めるべきである。

- (8) 夕張シューパロダム建設に伴う移転補償において、実態と異なる補償額積算業務に対する委託費の支払や不十分な完工検査が行われたほか、建物、プラント等の補償額の算定に関し適切とは思料されない点があったこと等が、平成13年度決算検査報告に掲記されたことは、誠に遺憾である。

政府は、公共事業の実施に伴う移転補償事務の適正化に万全を期すとともに、補償額の算定に関する処理要領を整備するなど、透明かつ公正な移転補償の実施に努めるべきである。